記者発表資料

令和５年12月５日
国土交通省　酒田河川国道事務所
山　形　県　　県　土　整　備　部

「第11回 赤川水系河川整備学識者懇談会」を開催します

国土交通省東北地方整備局と山形県は、12月12日に「赤川水系河川整備学識者懇談会」を開催します。
今回で１１回目となる懇談会では、国管理区間における「赤川直轄河川改修事業」及び「赤川総合水系環境整備事業」の事業再評価について報告し、意見を伺うこととしております。

１．日　　時：　令和　５年１２月１２日（火）１３：３０～（２時間程度）

２．会　　場：　庄内産業振興センター西館３階マリカ市民ホール（鶴岡駅前）
（住所：鶴岡市末広町5番22号）

３．議　　事：　・河川整備計画の点検及び赤川直轄河川改修事業の事業再評価
・赤川総合水系環境整備事業の事業再評価

４．情報提供　　・赤川水系流域治水プロジェクト等の取組状況について（国・山形県）

５．公開等：　①本懇談会は公開としております（開催時刻10分前までにお越し下さい）。
②報道関係者の席をご用意しております。
③一般の方で、懇談会の傍聴を希望される方は、会場スペースの都合により先着順で10名程度に限定させていただきます。

６．添付資料：　委員名簿（別添１）、傍聴規程（別添２）、整備計画の概要と経緯（参考）

※ 赤川水系河川整備学識者懇談会は、河川法に基づき平成２２年３月１８日に学識経験者等を委員とし設立されたもので、赤川水系河川整備計画（平成２４年度策定済）に基づく事業の進捗及び国管理区間の事業再評価について意見を伺うことを目的としております。

発表記者会：　酒田記者クラブ、鶴岡記者会

問い合わせ先

国土交通省

国土交通省　東北地方整備局　酒田河川国道事務所
住　所：酒田市上安町1-2-1　　ＴＥＬ：0234-27-3331（代表）
副所長(河川)　郡山（こおりやま）　秀樹（ひでき）　（内線204）
流域治水課長　穂積（ほづみ）　薫（かおる）　（内線351）

山形県　県土整備部　河川課　流域治水推進室
住　所：山形市松波二丁目8番1号　　ＴＥＬ：023-630-2211（代表）
流域治水推進室長　髙橋（たかはし）　和明（かずあき）　（内線2688）
室長補佐　上林（かんばやし）　和彦（かずひこ）　（内線2686）

別添 1

赤川水系河川整備学識者懇談会

≪ 委員名簿 ≫

	氏　　名	所 属 等
1	阿部（あべ）　誠（せい）	三川町　町長
2	井良沢（いらさわ）　道也（みちや）	岩手大学　名誉教授
3	岩鼻（いわはな）　通明（みちあき）	山形大学　名誉教授
4	大島（おおしま）　美恵子（みえこ）	東北公益文科大学　名誉教授
5	貝山（かいやま）　道博（みちひろ）	埼玉大学　名誉教授
6	萱場（かやば）　祐一（ゆういち）	国立大学法人　名古屋工業大学　教授
7	近藤（こんどう）　忠男（ただお）	日本野鳥の会　山形県支部　副支部長
8	原（はら）　慶明（よしあき）	山形大学　名誉教授
9	前川（まえかわ）　勝朗（かつろう）	山形大学　名誉教授
10	皆川（みなかわ）　治（おさむ）	鶴岡市　市長
11	矢口（やぐち）　明子（あきこ）	酒田市　市長
12	渡邉（わたなべ）　一哉（かずや）	山形大学　農学部　食料生命環境学科　教授

委員：１２名　敬称略、５０音順

別添２

「赤川水系河川整備学識者懇談会」に関する傍聴規定

１.「赤川水系河川整備学識者懇談会」は公開とする。

２. 会議の公開は、会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

３. 会議の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。

（１）傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。

（２）傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。

（３）一般傍聴人の定員は、会場の状況により座長が判断するものとする。

（４）次の事項に該当する者は傍聴席に入ることができない。
ア 危険な物を携帯している者
イ 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
ウ 酒気を帯びていると認められる者
エ その他、懇談会の会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（５）傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
ア 懇談会の会議における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
イ 騒ぎ立てる等、懇談会の会議を妨害しないこと。
ウ 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
エ 飲食又は喫煙をしないこと。
オ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
カ その他、懇談会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為はしないこと。

（６）傍聴人は、懇談会で非公開とする議題があったときは、座長の指示により速やかに退場しなければならない。

（７）傍聴人は、懇談会の傍聴に当たっては、座長及び事務局の指示に従わなければならない。

（８）座長は、傍聴人が上記に違反したときは、これを退場させることができる。

参　　考

赤川水系河川整備計画の概要と経緯

国土交通省東北地方整備局では、赤川水系の国管理区間４７．９ｋｍにおいて、今後概ね３０年間で実施する具体的な河川整備の内容をとりまとめた「赤川水系河川整備計画（国管理区間）」を平成２４年８月８日に策定しています。

本計画は、河川整備の長期的な基本方針等を定めた「赤川水系河川整備基本方針（平成２０年９月１６日策定）」に沿って、段階的整備目標と具体的な整備内容を定めたものです。

赤川水系河川整備計画（国管理区間）の策定にあたっては、河川に関して学識を有する方々を委員とした、「赤川水系河川整備学識者懇談会」（以下、「懇談会」と言う。）を設置し意見を伺ったほか、流域にお住まいの方々を対象に「地域の方々の意見を聞く会」を開催し、直接意見を伺いました。
さらにハガキ、ＦＡＸ、インターネット等を通じてパブリックコメントを実施するなど、地域の意見を計画に反映するための取り組みを実施し、これからの意見を踏まえたうえで、山形県知事、沿川市町及び関係省庁より意見を伺い、策定されたものです。

本計画では、「安全で安心が持続できる川づくり」「豊かな河川環境・景観と調和した川づくり」「地域と連携した川づくり」の３つを基本理念を柱とし、治水、利水、環境、維持管理の全般にわたる整備の目標と具体的な整備の内容を定めています。

現在も本計画に基づいた河川の整備、河川の維持、河川環境の保全などの河川整備事業が進められており、事業進捗の節目においては「懇談会」を開催し、学識経験者等からご意見を伺いながら事業を継続しているところです。



第１０回 赤川水系河川整備学識者懇談会
（令和　元年１１月１１日）